

北海道告示第10729号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年1月23日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年9月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サッポロドラッグストアー旭川大町2条店
旭川市大町2条7丁目77番12号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹
札幌市北区太平3条1丁目2番18号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 睦浩
札幌市北区太平3条1丁目2番18号

(変更後) 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹
札幌市北区太平3条1丁目2番18号

(4) 変更の年月日

平成27年5月14日

(5) 変更する理由

代表取締役社長の異動

2 届出年月日

平成28年9月7日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年9月23日（金）から平成29年1月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで